

## 少年消防クラブに入りませんか

おおのじょう少年消防クラブは、18歳以下の青少年が火災予防や防災について、体験しながら学び、仲間づくりをしています。



- 対象者 市内在住の小学4年生、18歳の男女
- ◇少年消防団（小学生）
- ◇中学生防災ボランティアクラブ（中学生）
- ◇防災ボランティア（高校生以上）

## 給食費は必ず納入してください

小学校では、必要な栄養価を計算し市内統一の献立による給食を、中学校では、牛乳を提供しています。平成29年度の中学校給食費は、牛乳の値上がりに伴い、改定します。小学校給食費は、栄養確保などに配慮しながら献立内容を調整することにより、据え置いています。

### ●活動内容

◇防火防災知識の学習・体験◇消防署など施設の見学・体験◇市総合防災訓練などの行事への参加・体験◇避難所生活体験 など

- 活動回数 月1回程度（日曜日）
- 費用（クラブ活動経費）  
年会費 3000円

※制服や活動に必要な教材は、貸し出します。

- 申込方法 申込書（申込先で配布）を提出
- 申し込みと問い合わせ先  
安全安心課消防・防災担当  
☎（580）1899

### ●平成29年度の給食費（月額）

- ◇小学校 4350円
- ◇中学校 802円  
（前年度 792円）

学校給食が円滑に運営できるように、給食費は、各学校の定める方法で必ず納入してください。

- 問い合わせ先  
市学校給食会（教育政策課内）  
☎（580）1992

## 戦没者などの遺族の皆さんへ

### 申請手続きはお済みですか

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の申請を受け付けています。手続きがまだの人は問い合わせてください。

- 請求期限 平成30年4月2日  
※期限を過ぎると、今回の弔慰金を受けられなくなります。

- 支給対象者 平成27年4月1日において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がない場合に、次の順番で先順位の遺族一人

- 戦没者などの死亡当時の遺族で
  - 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
  - 2 戦没者などの子
  - 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 前記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）  
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。
- 支給額 額面25万円（5年償還の記名国債）
- 必要なもの ◇支給対象者のマイナンバーの通知カードまたは個人番号カード◇窓口で手続きをする人の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証）

- ※平成28年1月からのマイナンバー制度の施行に伴い、申請手続きには個人番号が必要となります。
- 問い合わせ先  
福祉課地域福祉担当  
☎（580）1851

